あなたに、ベスト・ウェイ。

NEXCO東日本

NEXCO東日本からのお知らせ

原発事故の警戒区域等に居住されていた方を対象とした無料措置を平成28年3月31日まで継続します

平成27年3月31日までとしていた無料措置を継続します。

◆無料措置の対象となるインターチェンジ

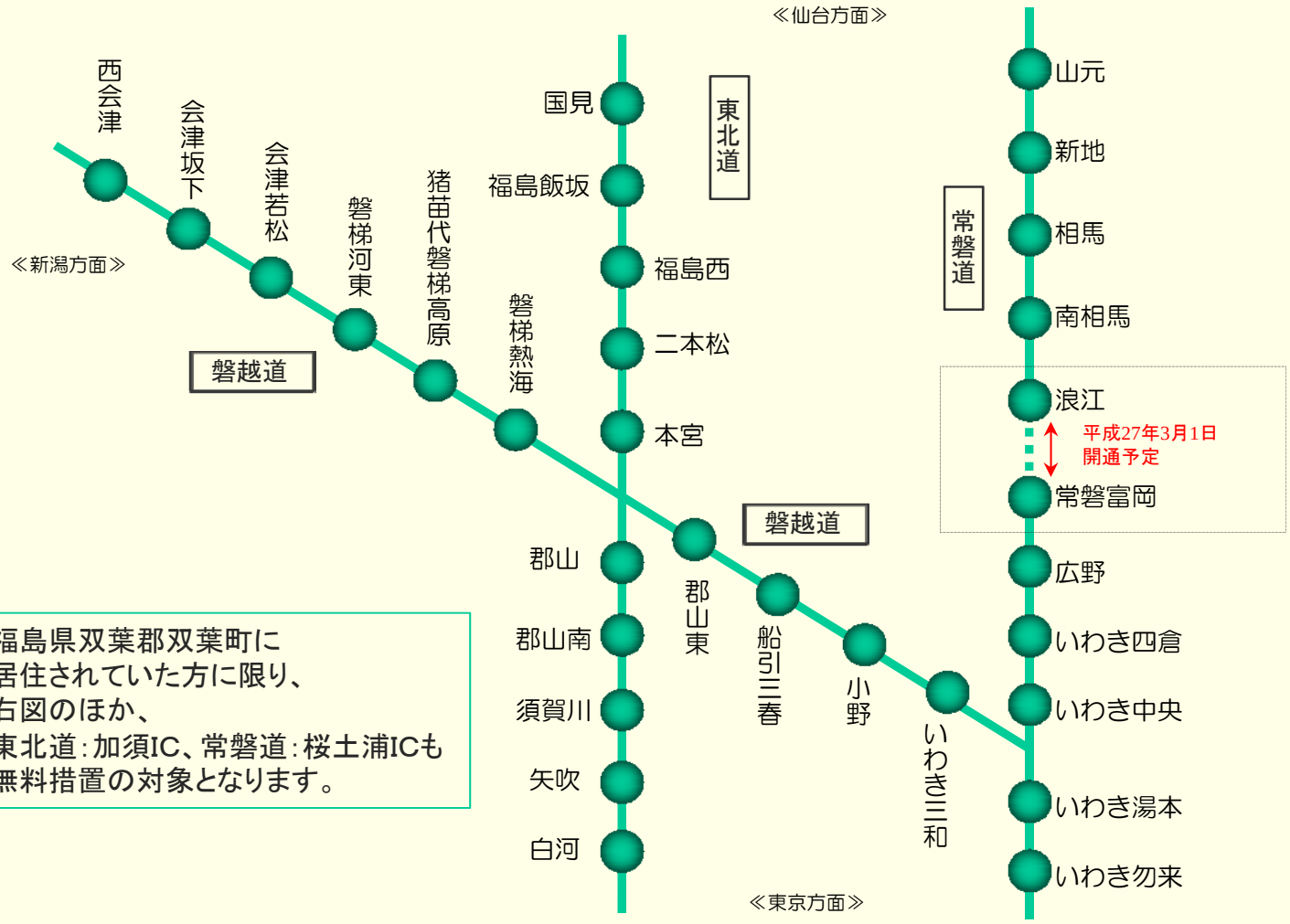

福島県双葉郡双葉町に居住されていた方に限り、右図のほか、東北道：加須IC、常磐道：桜土浦ICも無料措置の対象となります。

※対象となる方やご利用方法については裏面をご覧ください。

◆本無料措置は法令に基づき実施しています。

◆本無料措置は一時帰宅等の生活再建に向けた移動支援を目的としています。趣旨に沿ったご利用をお願いいたします。

原発事故の警戒区域等に居住されていた方を対象とした無料措置

■ 対象となる方

対象① 東日本大震災発生時に、原発事故の警戒区域等（下表の区域）に居住されていた方

浪江町／双葉町／大熊町／富岡町／楢葉町／広野町／葛尾村／川内村／飯舘村	
南相馬市のうち、右記の区域	小高区／原町区／鹿島区小島田／鹿島区塩崎／鹿島区大内／鹿島区烏崎／鹿島区川子／鹿島区南右田／鹿島区江垂／鹿島区寺内／市内国有林磐城森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで、2095林班から2099林班まで、2130林班
田村市のうち、右記の区域	都路町／船引町横道（中山字小塚、中山字下馬沢を含む）／常葉町堀田／常葉町山根／市内国有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで、301林班から303林班までの一部
川俣町のうち、右記の区域	山木屋／ 町内国有林福島森林管理署161林班から165林班まで、167林班

対象② 居住地が特定避難勧奨地点の設定を受けた方

■ ご利用方法

ETC ではご利用できません。通行券によりご利用ください。

出口料金所では 一般 と表示されたレーンで以下の書面をそれぞれご呈示ください。

対象①の方 「A 東日本大震災発生時の住所が確認できる書面」及び「B ご本人確認の書面」

A 東日本大震災発生時の住所が確認できる書面	B ご本人確認の書面
住民票の写し／届出避難場所証明書／罹災証明書／被災証明書／自治体が発行した避難を証明する書面 【次の書面は、震災発生時（平成23年3月11日）以前に発行されたものに限ります。】 運転免許証／顔写真付きの住民基本台帳カード／身体障害者手帳／療育手帳／精神障害者保健福祉手帳／小型船舶操縦免許証／後期高齢者医療被保険証／介護保険証／宅地建物取引主任者証／パスポート／健康保険証	運転免許証／パスポート／顔写真付きの住民基本台帳カード／健康保険証／年金手帳／身体障害者手帳／療育手帳／精神障害者保健福祉手帳／小型船舶操縦免許証／船員手帳／後期高齢者医療被保険証／介護保険証／宅地建物取引主任者証／無線従事者免許証

対象②の方 「C 居住地が特定避難勧奨地点の設定を受けたことを証する公的書面※」及び「B ご本人確認の書面」

※Cの名義人と異なる方（ご家族等）がご利用される場合は、特定避難勧奨地点に居住されていたことを確認できる書面が別途必要です。

≪ご注意ください≫

上記のいずれも原本に限ります。写し、コピーは無効となります。

■ 無料措置の取り扱い

対象となるインターチェンジを入口または出口として取り扱う通行料金が無料となります。

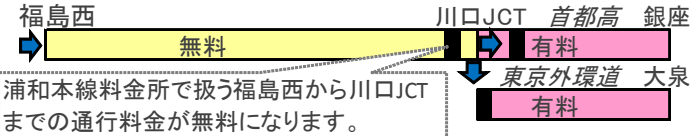

浦和本線料金所で扱う福島西から川口JCTまでの通行料金が無料になります。

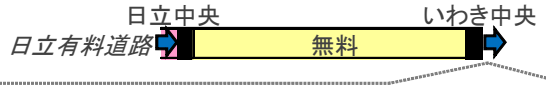

いわき中央料金所で扱う日立中央からいわき中央までの通行料金が無料になります。日立有料道路の通行料金はお支払いいただきます。

■ 実施期間

平成28年3月31日（木）まで

24時間、365日、お客さまの声をお聞きしています。
NEXCO東日本お客さまセンター
0570-024-024
（24時間）（24時間）
PHS・IP電話のお客さま：03-5338-7524

高速道路に関する情報は「ドラぷら」で
www.driveplaza.com/
ドラぷら 検索

あなたに、ベスト・ウェイ。
NEXCO 東日本

2015. 2